



栃木県公報

令和元（2019）年
8月16日（金）
第30号

目 次

告 示

○指定管理者の指定に係る変更	289
○予定保安林	289
○指定管理者の指定に係る変更	290
○道路の区域の変更	290
○道路の供用開始	291
○都市計画事業の認可	291

告 示

栃木県告示第194号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年 8月16日

栃木県知事 福田 富 一

施設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
とちぎ青少年センター	一般財団法人栃木県青年会館	指定管理者の代表者の氏名	理事長 横 山 陽 一	理事長 大 嶋 茂	令 和 元 (2019) 年 6 月14日

(人権・青少年男女参画課)

栃木県告示第195号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元（2019）年 8月16日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

日光市滝ヶ原3984-2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

滝ヶ原3984-2（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所

日光市下の内字坂ノ上217-1、217-2

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂ノ上217-1・217-2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第196号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年8月16日

栃木県知事 福田 富 一

施設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
とちぎ福祉プラザ	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	指定管理者の代表者の氏名	会長 田 嶋 進	会長 菊 池 康 雄	令 和 元 (2019) 年 6 月 28 日

（保健福祉課）

栃木県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年8月16日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年8月16日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮今市線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	日光市平ヶ崎684-4 から 日光市平ヶ崎684-1 まで	19.7 ~ 22.5	94.0	
	後	日光市平ヶ崎684-4 から 日光市平ヶ崎684-1 まで	22.3 ~ 24.3	94.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 山久保平ヶ崎線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
150	前	日光市千本木938から 日光市平ヶ崎字年ノ峯683-1 まで	5.0 ~ 18.9	1032.5	
	後	日光市千本木938から 日光市平ヶ崎字年ノ峯683-1 まで	8.6 ~ 53.2	1032.5	

栃木県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年8月16日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年8月16日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
27	一般国道 293 号	さくら市喜連川字欠下153から さくら市喜連川字欠下152まで	令和元（2019）年 8月16日
	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町和見字西田1085から 那須郡那珂川町和見字上小倉1788-3 まで	令和元（2019）年 8月16日

(道路保全課)

栃木県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和元（2019）年8月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
佐野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
足利佐野都市計画道路事業 3・4・201号 高砂植下線
- 3 事業施行期間
令和元（2019）年8月16日～令和6（2024）年3月31日
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
栃木県佐野市亀井町字亀井町及び金屋仲町字金屋町地内
- (2) 使用の部分
なし

(都市計画課)
